

# 就学支援委員会について



桑名市教育委員会

お子さんのよりよい就学についてお考えの保護者様に、就学支援委員会のしくみについて、Q&A形式で、ご説明いたします。

## Q. 就学支援委員会ってなに？

A. 就学支援委員会は、教育関係者や保育関係者、医師、心理士などで構成される会で、お子さんの可能性を伸ばし、社会参加や自立をめざすために望ましい就学について、専門的な見地から検討・助言を行う委員会です。検討結果は、「通常の学級」、「通常の学級（通級指導教室）」「特別支援学級」、「県立の特別支援学校」のいずれかから、「委員会意見」として出されます。就学支援委員会は、年に2回（夏・秋）に開催されます。

## Q. 特別支援教育って？

A. 特別支援教育とは、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるため、支援を必要とするすべての子どもを対象に行う教育です。就学に際し、学習や生活において心配な面があるお子さんについては、就学先の学校で具体的にご相談されることをお勧めします。

## Q. 特別支援学級ってどんな学級？

A. 障がいのあるお子さんや、困り感のあるお子さんのニーズに合わせて学習する学級です。特別支援学級は、1学級の児童生徒数が8人以下で編制され、異学年の子も一緒です。特別支援学級担任は1学級に1人です。それぞれのお子さんの障がいによる特性やニーズに合わせて、自立に向けてどのように学習を進め、力を伸ばしていくか、本人・保護者と学校等で話し合い決めていきます。随時、計画の見直しも行っていきます。特別支援学級に在籍すると、週の時数の半分以上を特別支援学級で学習することとなります。お子さんの学習ニーズに応じて、同学年の交流学級において、共に学ぶ活動も行います。

## Q. 特別支援学級籍になったら、通常の学級籍には変えられないの？

A. 在学中のお子さんの状態によって、希望があれば年度毎に行われる就学支援委員会に申請し転籍することが可能です。通常の学級から特別支援学級への転籍も委員会意見が出れば可能です。学校とも連携しながら、お子さんの健やかな成長にむけて相談してください。

### Q.学習支援員とは？

A. 学習支援員は、特別支援学級において、教員の指示や指導した課題等に子どもが取り組みやすくなるよう、特別支援学級在籍の児童生徒に対して支援をする学校職員です。学校単位で配置され、子ども一人ひとりに1対1で配置されるわけではありません。また、すべての学校に必ず学習支援員が配置されるとは限りません。

### Q.通級指導教室とは？

A. 現在桑名市には、一部の学校に通級指導教室が設置されています。対象になるのは通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするお子さんです。

ことばに課題のあるお子さんは、専門的な設備を必要とするため修徳小学校のことばの教室で他校通級（放課後）を行います。対人関係やコミュニケーションに課題のあるお子さんは、在籍する学校で通級指導（授業時間内）を行うこととなります。通級指導教室が設置されていない学校では、通級指導教室担当者が各校に出向く巡回指導（授業時間内）を行います。通級による指導を受けるには、就学支援委員会での審議が必要となります。

### Q.特別支援学校ってどんな学校？

A. 県立の学校です。近隣には、くわな特別支援学校（知的障害児対象）、特別支援学校きらら学園（肢体不自由児対象）があります。学校教育法施行令第22条の3に該当する重度（場合によっては中度）のお子さんで、就学支援委員会で特別支援学校の委員会意見が出された場合に入校の対象になります。

### Q.いつまでに就学支援委員会に申請することを決めればいいのか？

A. 基本的には、5月中旬です。就学支援委員会は、一年をかけて保護者と共に、お子さんのより良い就学の方向性をじっくり考えていきます。そのためには、5月下旬には書類にて申請をしていただく必要があります。申請には、**発達検査の結果**が必要です。

就学先の見学や相談の時期が夏になった場合、秋に実施の就学支援委員会に出していただくことが可能です。（書類締切9月中旬）それ以降になると、次年度の申請になります。

### Q. 委員会の意見が出たら、必ずそのとおりに就学しなければならないの？

A. 委員会意見が出たらそれで決定というわけではありません。意見をもとに、実際に就学予定先に見学・相談に行って、情報を集めてもらったうえで、本人・保護者の意向を決めていただきます。委員会意見に本人・保護者が同意できなかったり、迷いがあったりすれば、就学相談を受けていただきます。そして保護者の最終の意向を報告してもらい、教育委員会が就学先を決定します。ただし、就学支援委員会で、「通常の学級」という意見が出た場合は、特別支援学級に在籍して学習する必要はないと判断されたということなので、特別支援学級には入級できません。また、特別支援学級と意見が出た場合は、特別支援学校で学習する必要はないと判断されたということなので、特別支援学校には入学できません。

ご不明な点があれば、以下にご連絡ください。



桑名市就学支援委員会事務局  
（桑名市教育委員会人権教育課）  
TEL 24-1192